

介護保険法に基づく介護保険指定事業者の指定の一部の効力の停止処分について

横浜市は、介護保険法（以下「法」という。）に基づく監査を実施した結果、居宅サービス等に関する運営基準違反及び不正請求が認められたため、次のとおり法の規定に基づき介護保険指定事業者の指定の一部の効力を停止することを決定しました。

1 事業所の名称等

- (1) 事業所の名称 ガーデンハウスもも
- (2) 事業所の所在地 横浜市緑区中山2-6-1
- (3) サービスの種類 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- (4) 指定年月日 平成25年6月1日
- (5) 開設者 社会福祉法人 藤雪会 理事長 又木 京子

2 処分内容

- (1) 処分内容 指定の一部の効力の停止（新規利用者受入停止6か月間）
- (2) 処分年月日 令和2年2月21日
- (3) 処分期間 令和2年3月15日から令和2年9月14日まで

3 処分の理由

- (1) 運営基準違反（介護保険法第78条の10第1項第5号及び第115条の19第1項第5号）
介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を作成しなければならないにもかかわらず、作成していなかった（平成28年11月以降42名中38名）。
- (2) 不正請求（介護保険法第78条の10第1項第8号及び第115条の19第1項第7号）
認知症加算の算定要件である自立度を確認する主治医意見書等がないにもかかわらず加算を算定し、本来得ることができない介護報酬を得た（平成28年11月以降42名中26名）。
また、総合マネジメント体制強化加算の算定要件である、多職種共同による計画の見直しが行われていないにもかかわらず加算を算定し、本来得ることができない介護報酬を得た（平成28年11月以降42名）。

4 介護報酬の返還額

不正に請求し、受領していた介護給付費について、法第22条第3項に基づき、返還させるべき額に100分の40を乗じた額を加算して返還を求めます。

- (1) 総額 923万9378円（介護給付費：659万9556円、加算金：263万9822円）
- (2) 返還期間 平成29年7月から令和元年11月まで

5 利用者について

本処分による小規模多機能型居宅介護事業所「ガーデンハウスもも」の現利用者の処遇上の支障は生じません。

【参考】「介護保険法」（平成9年法律第123号）（抜粋）

（不正利得の徴収等）

第22条第3項 市町村は、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者・・・（以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条第四項、第四十八条第四項、第五十一条の三第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項又は第六十一条の三第四項の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービス事業者等から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。

（指定の取消し等）

第78条の10 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第四十二条の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

5 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

8 地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

（指定の取消し等）

第115条の19 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第五十四条の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

5 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

7 地域密着型介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。

お問合せ先

健康福祉局介護事業指導課長 奥津 正仁 Tel 045-671-4251